

関西大学体育会アーチェリー部 OB・OG 会会則

2015.7.5 改定

第1章 総 貝

本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、関西大学アーチェリー部の指導援助のほか各種関連団体との親睦を図り、一般社会に寄与することを旨とする。

第2章 組 織

1. 本会の名称は関西大学体育会アーチェリー部 OB・OG 会と称する。
2. 本会は関西大学体育会アーチェリー部卒業生をもって構成する。

但し、途中退部した部員について、本人からの申請があった際は総会にて協議し、認定を判断する。

2015.7.5 追加

3. 顧問歴任者は顧問退任後、名誉会員となる。また、名誉会員からは会費を徴収しない。 2015.7.5 新設
4. 本会は本部を関西大学体育会アーチェリー部内に置く。 2015.7.5 変更

第3章 役 員

1. 本会は組織運営にあたり、次の役員を置き、役員会で協議運営する。
会長 1名、副会長若干名、事務局長 1名、会計若干名。 1999.5.30 変更
2. 役員任期は 2 年とする。再選はこれを妨げない。
3. 役員改選時期は、会計年度のそれと一致する。
4. 役員改選承認は、総会の過半数の承認による。
5. 役員、役員会は総会での会務報告、会計報告の義務を有す。
6. 役員以外に、名誉会長、顧問、参与などの特別職を置くことができる。

第4章 運 営

1. 本会の事務機関として、事務局を設ける。
2. 事務局は事務主任若干名（各代表、女子代表ともに若干名）と幹事（各代若干名）により構成する。 1999.5.30 変更
3. 事務主任は、各代の幹事を統括し、意思の疎通を計らなければならない。

第5章 総 会

1. 本会は、会長の招集により、年 1 回の定期総会を開催する。
但し、役員会の要請により臨時総会を開催することができる。
2. 総会において、該当年度の活動報告、会計報告、次年度の活動計画、役員改選、会則改訂などの承認・決議を行う。
3. 総会は、会員より選出された議長により運営進行する。
4. 総会は議決権を有する会員の 3 分の 1 の出席者があれば成立する。委任状はこれを認める。
5. 会員は総会において、1 人 1 票の決議権を有す。委任状は議長一任とする。
6. 総会議決は、原則として出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長一任にて決議する。

第6章 会 計

1. 会計年度は 4 月から翌年 3 月とする。
2. 会計は会計簿を常に作成し、現状把握を怠ってはならない。
3. 本会会計は、会費、寄付金等の収入金を本会の運営金にあて管理する。
4. 運営金は、総会・役員会運営、現役援助金、各種団体協力金、慶弔費等の支出にあてる。
5. 会計は、会計監査後、総会にて会計報告を行う責務を有す。
6. 会計監査は、その年度卒業生にあたる、OB・OG 一年目の代表者 2 名があたる。

第7章 会 費

1. 会員は本会運営費にあたる会費納入義務を有し、該当年度 5 月末までに納入すること。
2. 会費未納の場合は、同年度の総会における決議権を失う。
3. 会費は、年間 5,000 円とする。

但し、数次年度一括納入制度を設け、以下の割引を行う。

3年分=10%引き（¥13.500） 5年分=15%引き（¥21.250） 10年分=20%引き（¥40.000）

20年分=25%引き（¥75.000） 生涯一括=一律¥100.000

4. 会費納入期間は、各代の卒業年度をもって満了とする。

(幹部交代の翌年から38年間でもって満了、初代が平成10年度の支払をもって満了) 2001.6.3 変更

5. 夫婦会員の場合、1組年間5.000円とする。 2004.6.6 追加

第8章 表彰・慶弔・災害等

1. 会員において、本会活動、一般社会活動等で、顕著な活動があった場合、本会より表彰する。

2. 第一項は、現役も対象とする。

3. 会員本人の慶弔に関しては、本会より規定の慶弔金を送る。

a. 本人・遺族・OB・OG会員より連絡のあった場合のみを対象とする。

b. 会費納入者に対して

対象者	内 容	
	慶弔金	その他
慶事	会員本人	祝電
弔事	会員本人	1万円相当 弔電
	会員本人の両親	1万円相当 弔電
	会員本人の子供	1万円相当 弔電
	会員本人の配偶者	1万円相当 弔電

2008.6.8 変更

c. 会費未納入者に対して

慶事は祝電、弔事は弔電のみとする。

d. 養子縁組による両親・子供は同等とみなす。

e. 特別な場合は役員で決める。 2002.6.2 追加

4. 会員本人の災害緊急時は、その状況により役員会一任にて敏速に対処する。

第8章 監督・コーチ

2006.9.24 追加

- アーチェリーコース指導に当たる監督・コーチは大学長の委嘱になるが、その推薦協議会にOB・OG会役員が係わるものとする。
- 協議会は部顧問先生、現役学生代表、現職監督・コーチ、OB・OG会役員の4者からなり、構成員よりの要請で隨時開催される。推薦選出は同会の総意を尊重する。
- 大学規約により、監督・コーチの任期は二年一期、三期更新まで。なお、大学長委嘱は各1名だが、部内任意でコーチ数名の体制で指導する場合も協議会に諮ることとする。
- 協議会結果や監督・コーチの就任辞任等は、総会での事後報告を認める。

付則 (関西大学体育会アーチェリー部 OB・OG 会会則履歴)

1995年10月1日 会則制定

日付	変更箇所	変更前	変更後
1999年5月30日	第3章1項	副会長3名	副会長若干名
		会計1名	会計若干名
	第4章2項	各代表4名、女子代表1名	各代表、女子代表ともに若干名
		各代1名	各代若干名
2001年6月3日	第7章4項	満60歳をもって満了とする	各代の卒業年度をもって満了とする
2002年6月2日	第8章3項	追加	a、本人・遺族・OB・OG会員より連絡のあった場合のみを対象とする。 b、会費納入者に対して 別表
			c、会費未納者に対して 慶事は祝電、弔事は弔電のみとする。
			d、養子縁組による両親・子供は同等みなす。
			e、特別な場合は役員で決める。
2004年6月6日	第7章5項	追加	夫婦会員の場合、1組年間5.000円とする。
2006年9月24日	第9章	追加	1~4項全て
2008年6月8日	第8章3項	変更	現金→慶弔費、10.000円→1万円相当
2015年7月5日	第2章2項	追加	但し、途中退部した部員について、本からの申請があった際は総会にて協議し、認定を判断する。
	第2章3項	新設	顧問歴任者は顧問退任後、名誉会員となる。また、名誉会員からは会費を徴収しない。
	第2章4項	項目の変更	第2章3項→第2章4項

2002年6月2日追加別表

対象者		内 容	
		現 金	その他の
慶事	会員本人		祝電
弔事	会員本人	10.000円	弔電
	会員本人の両親	10.000円	弔電
	会員本人の子供	10.000円	弔電
	会員本人の配偶者	10.000円	弔電